

から受理した事前届出件数は、66,744件、法に基づく解体工事業者の登録件数は501件となっています。

#### イ 県の取り組み

事前届出については、工事を行う場所を管轄する各地域整備センター又は整備事務所（市原整備事務所を除く）で受理しています。

また、法の適正な執行を確保するため、各地域整備センター及び整備事務所、県民センターと連携を図りパトロールなどを実施し、必要な指導、助言等を行っています。

建設工事に伴う廃棄物のリサイクルの促進を図るには、県をはじめ関係行政機関や建設事業者等の関係者、県民それぞれの立場で努力することが重要です。

これら関係者の理解を深めるため、説明会や講習会、パンフレットの配布等により法の周知、PR活動に取り組んでいます。

### 第4節 残土対策

#### 1. 残土条例の制定

首都圏では都市化の進行に伴って各種の公共事業や民間工事が展開されており、多くの建設残土が発生しています。そのなかで本県は、首都東京に隣接し、平坦で丘陵地が多いという県土の特性や道路網の整備もあり、周辺の都県から多くの建設残土が搬入されています。

このような大量の残土の搬入や埋立てに際して、産業廃棄物や有害物質が混入されることが危惧され、また、そのことによる土壌汚染や、残土のたい積・盛土の不適正な態様による土砂崩れ、土砂流出等の災害の危険性が指摘されていました。

このため、残土処分をめぐる有効かつ強力な防止策の樹立が急務となったことから、県では「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例」（残土条例）を10年1月に施行し、また、その後の情勢から、埋立事業の規制並びに土地所有者の義務の強化等について条例改正を行い、15年10月から施行したところ

です。

建設現場で発生した残土そのものは、適正に処理されれば、有害なものではありませんが、地域住民の間には有害物質の混入等に対する不安が根強いことも事実です。そのため、残土による埋立事業においては、汚染物質の混入や不適正な構造による埋立てを防止して安全な処理を実施していくため、市町村等関係機関との連携により、さらなる監視と事業者への指導、悪質な事業者への行政処分の徹底等を図ることが必要です。

#### 2. 条例の適正運用のための措置

##### （1）行政指導による事前協議制度

埋立て事業に対する住民の不安を解消するため、事前協議制度を盛り込んだ「土砂等の埋立て等に関する指導指針」を12年6月から施行し、事前の住民説明や住民と事業者の環境保全協定の締結等を行政指導することとしました。

##### （2）地域に即した迅速な監視・指導体制

13年4月、県内10支庁（16年4月から、県民センター・事務所）に新たに「県民環境課」を設置し、埋立て区域面積が1万㎡未満の事業については支庁許可とし、地域に即した迅速な監視・指導体制を確立するとともに、埋立事業場の施行工程ごとのきめ細かい技術指導を可能にするため、土木技術職員を配置することとしました。

##### （3）市町村との新たな協力体制

市町村において、自らの責任と義務のもとに主体的に行政区域を守りたいとの要望が強くなり、これに応えるため、13年9月から、市町村職員にも県が許可した埋立事業場への立入検査権を与え、市町村との新たな協力体制を確立し、地域に即したより迅速な監視・指導体制の強化を図ることとしました。

#### 3. 埋立事業許可の現状

条例施行に伴い、3千㎡以上の土砂等の埋立許可の延件数は、19年3月末現在730件となっています。（表2-6-18）

このうち、19年3月末現在の稼働中の事業場は、68件であり、事業区域の面積は約181haとなっています。

また、独自の施策を講じようとする市町村については県条例を適用除外することができることになっており、19年4月現在で千葉市をはじめ10市町が県条例の適用除外となっています。

表2 6 18 埋立事業の新規許可の推移

年 度	許可件数	許可面積
9年度	18件	186,726㎡
10年度	151件	2,568,932㎡
11年度	103件	1,422,801㎡
12年度	78件	1,341,716㎡
13年度	76件	910,697㎡
14年度	65件	929,135㎡
15年度	65件	955,454㎡
16年度	57件	822,127㎡
17年度	58件	956,308㎡
18年度	59件	1,444,888㎡
合 計	730件	11,538,784㎡

(注) 9年度は条例の施行日の10月1日以降  
県条例適用除外の市町村は除く

## 第5節「バイオマス立県ちば」の推進

バイオマスとは、化石資源を除いた再生可能な生物由来の有機性資源のことです。太陽のエネルギーを使って生物が合成したものであるため、生命と太陽がある限り枯渇せず、焼却等しても大気中の二酸化炭素を増加させない、カーボンニュートラルな資源という特徴をもっており、このことから、循環型社会の形成や地球温暖化の防止において重要な役割を担うと期待されています。

本県は、年間約675万トンものバイオマス資源が発生していると推計されており、全国有数の農林水産業を始め、活力ある各種製造業・サービス業などが存在するとともに、大学や研究機関等において積極的に関連した技術の研究・開発が行われているなど、バイオマスの利用に関して高いポテンシャルを有しています。

これらを最大限に活用し、競争力のある産業と豊かな環境が両立する活力に充ちた「バイオマス立県ちば」を目指す推進方針を15年5月に策定しており、県内各地で地域特性を生かした取組みが少しずつ広がってきています。

しかしながら、バイオマス資源は広く薄く存在するという特性から収集・運搬に労力・コストがかさみ、その結果としてバイオマス製品（エネルギー・肥料・飼料等）の価格が高くなってしまったり、この解決のため、効率的な利用ができる変換技術の開発が求められているといった課題があります。

バイオマスの利活用の推進を加速化させるためには、県民や事業者などにバイオマスは資源として活用されるべきものであるとの意識や利活用する生活習慣が定着することが重要です。

その理解の醸成に努めるとともに、バイオマス製品・エネルギーの利用の増進、利活用技術の開発などを行っていくことが求められます。

### 1. 施策の方向性

「バイオマス立県ちば」の実現にあたっては、本県の持つ高いポテンシャル（農林水産業の生産

力、製造業の技術やインフラ、商業・流通業の集積、学術研究機関の研究成果など）を活用します。具体的には、地域特性を生かした以下の4種類のバイオスタウンの中核となる施設を22年までに10箇所程度構築することを目指しています。

### (1) ハイテク・バイオスタウン

臨海工業地帯における新技術などを活用、工業製品などの製造、ガス化発電等を推進します。また、高効率変換技術の研究などを支援します。

### (2) アグリ・バイオスタウン

食品残さなどを堆肥化、飼料化し有効利用します。また、農林水産業と連携したメタン発酵によるガス化・エネルギー利用等を推進します。

### (3) ウッド・バイオスタウン

林地残材などを発電、炭化、ガス化、プラスチック原料などに利用し、産業部門での需要開拓、製品の多様化や高付加価値化を促進します。

### (4) フラワー・バイオスタウン

なのはなエコプロジェクト、バイオディーゼル製造の促進などと、観光業との連携を図ります。

## 2. 推進の方策

### (1) 事業者支援

国の交付金等の積極的導入などの事業助成と、関連情報の提供などによる活動支援を行います。

### (2) 国等との連携

国との情報交換や協力関係を強化し、バイオスタウンの実現に資する制度の検討や交付制度の見直しなども含め必要な働きかけを行います。

### (3) 推進体制の整備

ア バイオマス立県ちばアドバイザー委員会  
県の推進方策に対する助言や利用技術の評価などを行います。

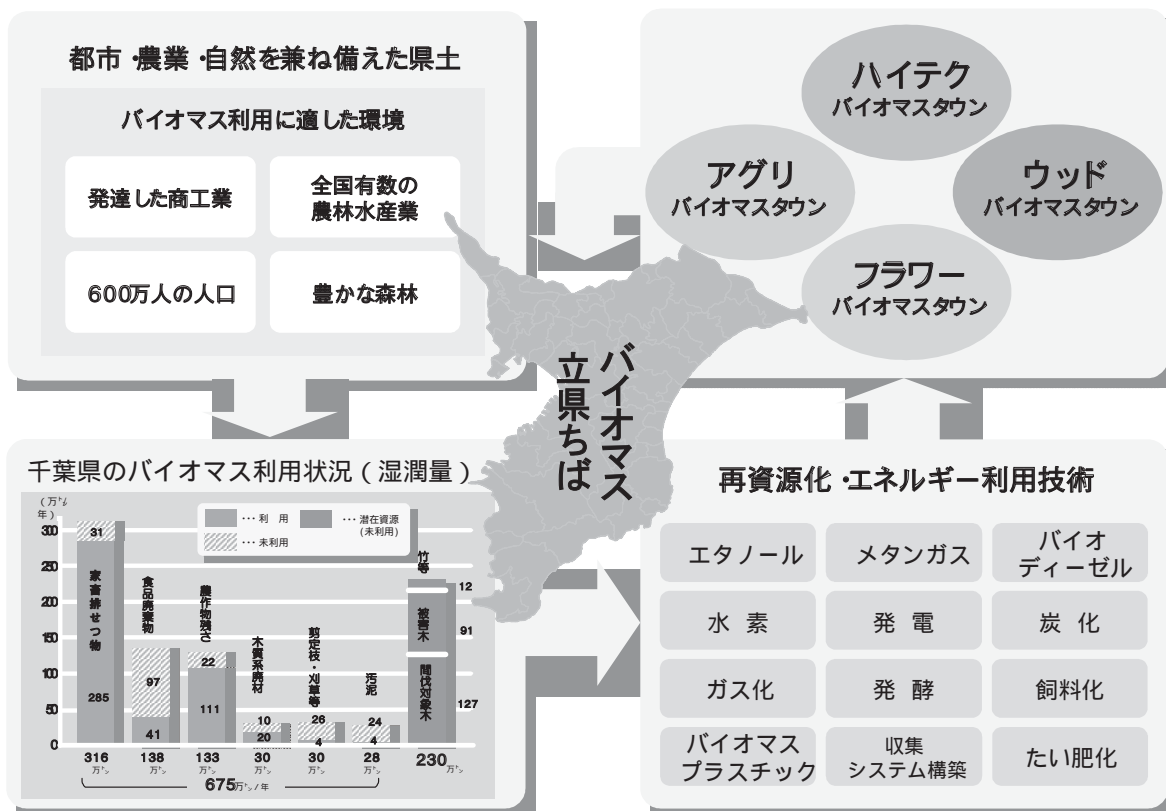
イ 庁内バイオマス連絡会議

関係5部1庁で構成するもので、部局間の連絡調整や課題整理などを行います。

### (4) 普及啓発活動

県民などを対象とするシンポジウムや勉強会の開催、イベントなどにおけるバイオマス製品の展

## 『バイオマス立県ちば』を推進する千葉県



示・広報などの普及啓発活動を行います。

18年度は、コンビニエンスストアなどから排出される食品残さを飼料化する施設などの事業者支援や香取市で実施されている家畜排せつ物からメタンなどを製造する農林水産バイオリサイクル研究への参画、産学官連携による木質バイオマス新用途開発プロジェクトなどを展開しました。市町村では、新たに大多喜町及び旭市においてバイオマスタウン構想が策定されており、市町村職員を対象とする勉強会を開催しました。また、シンポジウムの開催、各種イベントでの展示、広報活動、講師派遣などを実施しました。

今後も、地域で展開されるさまざまなバイオマス利活用の取組みを支援して、持続可能なバイオマス立県の実現に努めていきます。